

第1回 南あわじ市住生活基本計画策定委員会 次第

日時：令和7年8月27日（水）午後2時～4時（予定）

場所：南あわじ市役所本館3階 304・305会議室

1. 開会

2. 委員紹介

3. 委員長及び副委員長の選任について

4. 報告事項

報告① 南あわじ市住生活基本計画策定委員会に対する諮問について

5. 協議事項

議題① 南あわじ市住生活基本計画策定委員会の運営について
(運営要領・会議の公開に関する要領)

議題② 議事録署名委員の指名について

議題③ 南あわじ市住生活基本計画の策定について 資料1

議題④ 南あわじ市の住まい・住環境の現状と課題について 資料2

議題⑤ 住宅政策の基本理念・目標について 資料3

6. その他

・今後のスケジュールについて

7. 閉会

配布資料

- ・資料1 南あわじ市住生活基本計画の策定について
- ・資料2 令和6年度 南あわじ市住生活基本計画基礎調査【概要版】
- ・資料2 詳細資料 南あわじ市住生活基本計画基礎調査報告書
- ・資料3 南あわじ市住生活基本計画【骨子案】

参考資料

- ・兵庫県 住生活基本計画 概要
- ・洲本市 住生活基本計画 概要版
- ・淡路市 住生活基本計画 概要版

南あわじ市住生活基本計画策定委員会 委員名簿

R7.6.1

区 分	氏 名	役 職 名
条例第3条第2項第1号 学識経験のある者	宇高 雄志	兵庫県立大学 環境人間学部 環境デザイン系 教授
	嶽山 洋志	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 准教授（兵庫県立淡路景観芸学校）
	井本 好則	南あわじ市商工会 会長
	山口 勇樹	社会福祉法人 南あわじ市社会福祉協議会 事務局長
	中川 順二	(一社) 兵庫県建築士事務所協会 淡路支部
	山口 武志	(一社) 兵庫県宅地建物取引業協会 淡路支部副支部長
条例第3条第2項第2号 地域住民の代表	原 孝	南あわじ市連合自治会 会長
	児玉 昌士	南あわじ市民生委員児童委員連合会 副会長
条例第3条第2項第3号 関係行政機関の職員	児玉 利幸	兵庫県南あわじ警察署 署長
	仁木りつこ	兵庫県淡路県民局洲本土木事務所 まちづくり参事
条例第3条第2項第4号 市長が必要と認める者	森 幸子	公募委員
	木村 晃久	公募委員

任期：令和7年6月1日～令和8年3月31日（住生活基本計画を調査審議する期間）

区 分	氏 名	役職名
事務局	多田 孔充	南あわじ市産業建設部付部長
	秦 伸行	南あわじ市産業建設部都市政策課長
	露本 和也	南あわじ市産業建設部都市政策課住宅係長
	清水 麻貴	南あわじ市産業建設部都市政策課空き家対策係長

○南あわじ市住生活基本計画策定委員会条例

令和6年3月29日

条例第23号

(設置)

第1条 南あわじ市住生活基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、有識者等からの幅広い意見を反映させ、本市における住宅政策を総合的かつ計画的に推進するため、南あわじ市住生活基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織及び委員等)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 地域住民の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定される日までの期間とする。ただし、市長が必要があると認める場合は、任期を延長することができる。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

6 臨時委員は市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときをもって、解任されるものとする。

7 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職

を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第2項第1号の委員のうちから委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業建設部都市政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

南あ都政発第 459 号

令和 7 年 7 月 30 日

南あわじ市住生活基本計画策定委員会委員長 様

南あわじ市長 守 本 売 弘

南あわじ市住生活基本計画策定委員会に対する諮問について

南あわじ市住生活基本計画策定委員会条例（令和 6 年条例第 23 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、「南あわじ市住生活基本計画」の策定について、調査審議を求めます。

南あわじ市住生活基本計画策定委員会運営要領（案）

令和7年8月 日
委員会決定

（趣旨）

第1条 この要領は、南あわじ市住生活基本計画策定委員会条例（令和6年南あわじ市条例第23号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、南あわじ市住生活基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 委員会は、委員長が必要と認めるときに開催する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員会の開催の日の3日前までに議案を添えて開催の日時及び場所を委員並びに当該議案に關係のある臨時委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（出欠の届出）

第3条 委員及び臨時委員は、病気その他の理由により委員会に出席できない場合は、あらかじめその旨を委員長に届け出なければならない。

（代理出席）

第4条 委員及び臨時委員が、事故その他やむを得ない理由により委員会に出席できない場合で、あらかじめ委員長の承認を得た場合にあっては、代理人を出席させることができる。

（委員及び臨時委員以外の者の出席）

第5条 委員長は、必要と認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

（議長）

第6条 議長は、会議の議事を主宰し、秩序を保持する。

2 委員長及び副委員長に事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が議長となる。

(発言の許可)

第7条 委員会において発言しようとするものは、議長の許可を得なければならぬ。

(質疑終結の宣言)

第8条 質疑が終わったときは、議長は質疑の終結を宣言して表決に付さなければならぬ。

(表決の宣言)

第9条 議長は、表決をしようとするときは、表決に付する案件を宣言しなければならぬ。

2 議長が前項の表決の宣言したのちは、何人も議題について発言することができない。ただし、表決の方法についての発言は、この限りでない。

(表決の方法)

第10条 表決の方法は、投票、挙手及び異議の有無によるものとし、議長が適宜これを用いる。

(委員会の公開)

第11条 委員会（委員会の運営に関する議事を除く。）は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、委員会を公開しない旨の議決したときは、この限りでない。

(1) 情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号）第7条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合

(2) 委員会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 委員会の公開に関して必要な事項は、別に定めることができる。

(議事録)

第12条 委員長は議事録を調製し、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 委員会の会議の日時及び場所

- (2) 出席した委員及び臨時委員の氏名
 - (3) 案件の内容
 - (4) その他会議において必要と認めた事項
- 2 議事録に署名押印する委員は2人とし、議長がその会議において指名する。
- 3 議事録は、次の各号に掲げる事項を除いて公開することができる。
- (1) 発言した委員、臨時委員及び出席者の氏名
 - (2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると委員長が認める事項
 - (3) 事前説明事項に関する議案事項
 - (4) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると委員長が認める事項
- (補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、委員会の議事その他運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、令和7年8月27日から施行する。
- 2 最初に招集される委員会は、第2条の規定にかかわらず、市長が招集する。

南あわじ市住生活基本計画策定委員会の会議の公開に関する要領（案）

令和7年8月 日
委員会決定

（趣旨）

第1条 南あわじ市住生活基本計画策定委員会運営要領第12条第2項の規定に基づき、南あわじ市住生活基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定める。

（傍聴の手続）

第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴者名簿（様式第1号）に必要事項を記入し、係員の指示に従い、先着順に傍聴席において傍聴するものとする。

2 傍聴の受付は、委員会開会予定時刻の30分前から会場入口で行う。

（傍聴の制限）

第3条 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、会議の傍聴を制限し、又は拒むことができる。

- (1) あらかじめ会議を非公開としているとき
- (2) 傍聴席が満席となったとき
- (3) 傍聴者が酒気を帯びていると認められるとき
- (4) 傍聴者が会議の妨げになると認められる器物等を携帯しているとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めるとき

（傍聴人の遵守事項）

第4条 傍聴人は、傍聴席において次に各号に掲げる事項を守らなければならぬ。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手その他会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明する行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。

- (5) 携帯電話その他これに類するものの電源を切り、使用しないこと。
 - (6) 撮影録音等を行わないこと。
 - (7) 係員の指示に従うこと
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨げになるような行為をしないこと
- (報道関係者の特例)

第5条 報道関係者は、第4条第6号の規定にかかわらず、写真の撮影をすることができる。

(退場)

第6条 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたとき、傍聴人に対し退場を命ずることができる。

- (1) 会議を非公開としたとき
 - (2) 傍聴人が第4条の規定に違反し、必要な指示に従わないとき
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めるとき
- (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和7年8月27日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

住生活基本計画策定委員会 傍聴人名簿

【開催日時】 年 月 日

【開催場所】